平成２４年（フ）第１９７５号
東京都世田谷区弦巻４丁目18―10
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０００号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
債務者　高久　博明
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３号
静岡市駿河区丸子7112番地　逆川ハイツ203号
債務者　三浦ルアルハティー　パッガリナワン
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
静岡市駿河区丸子５丁目１番３号　山本アパート102号
債務者　鈴木　　渉
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
静岡市駿河区丸子５丁目１番３号　山本アパート102号
債務者　鈴木　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
北海道上川郡清水町御影西２条１丁目８番地、住民票上の住所北海道帯広市西15条北６丁目１番地20
債務者　越川　修子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
北海道帯広市東９条南13丁目１番地２　プリマベーラ２―Ｃ
債務者　上野　利英
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
北海道帯広市東９条南13丁目１番地２　プリマベーラ２―Ｃ
債務者　上野美穂枝（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道帯広市東２条南９丁目15番地　翠荘101号
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４５１号
千葉県柏市篠籠田1040番地の２
破産者　市園美代子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０７５号
さいたま市浦和区木崎４丁目１番４号８
破産者　株式会社錦
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２９号
さいたま市桜区西堀１丁目18番11―404号
破産者　株式会社タカタ・リペアワーク
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
北海道根室市松本町４丁目３番地
破産者　橋本建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第２０１２号
さいたま市北区今羽町152番地
破産者　株式会社スター・フーズ
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７７号
福岡市博多区博多駅南１丁目11番18号
破産者　協業組合クローバー工業写真センター
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９８号
福岡県太宰府市大字北谷413番地３
破産者　株式会社ニューテック
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６００号
福岡県福津市光陽台２丁目12番地の12
破産者　株式会社ＣＳＳ九州
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４１９号
福岡県太宰府市梅ケ丘１丁目22番10号
破産者　株式会社テラダ
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部